

●論文

被差別部落女性にみられる女性の権利の意識化 —1980年代の部落解放全国婦人集会での議論から

近畿大学人権問題研究所准教授 熊 本 理 抄

はじめに

本稿では、部落解放同盟が主催した部落解放全国婦人集会（以下、全婦）の1980年代の討議資料および報告書を分析対象とし、部落解放運動と女性解放運動が、被差別部落女性（以下、部落女性）¹の差別認識にいかなる影響を与えたのかについて概観する²。

1980年代は、法律の延長、移行などを伴いながら本格的な同和対策事業が展開されていった時期であり、部落解放運動においても、法制度を根拠とした行政闘争を活発化させていく時期である。また、1975年の「国際女性年」や1976年～85年の「国連女性の10年」の設定、1979年の女性差別撤廃条約の採択、そして、1975年の第1回世界女性会議（メキシコ）、1980年の第2回世界女性会議（デンマーク）、1985年の第3回世界女性会議（ケニア）の開催など、国際的な女性解放運動のうねりが起きていた時期でもある。日本は、1975年の国際女性年世界会議で採択された世界行動計画にもとづき、1977年に国内行動計画を策定した。さらに、1985年に女性差別撤廃条約を批准、同条約批准にあたり国内法整備をする必要性から、同年に男女雇用機会均等法を制定した。こうした国内外の流れが、部落女性の差別認識や解放へのとりくみにいかなる影響を与えたのか、1980年代の全婦での部落女性の議論を見ていく。

1 部落解放同盟における婦人部の位置づけ

一組織論を中心とした運動方針

1980年代、部落解放同盟中央本部の意思決定を行う中央執行委員に女性は選出されていない。毎年開催される全国大会の運動方針においても、婦人部に関する方針は最終項目に置かれ、内容の変化もみられない。一方、部落女性による活動を称揚する表現や主体的役割を鼓舞する表現として、運動方針には下記のような記述がある。

福祉・人権・教育を守り、真に部落解放、婦人解放のたたかいの中心的役割になう部隊として部落婦人に重要な任務が課せられている（『部落解放』165:95）。

部落差別と性差別の二重苦をはねかえすたたかいであり、60年をこえる部落解放運動のなかで、諸闘争のあらゆる分野で欠くことのできない実践と大きな役割を果たしてきました。「婦人が変われば部落が変わる」ということは、もっともしいたげられ、おさえこまれている者こそが、怒りを持ち、たちあがるエネルギーをもっているということであり、よって自覚をたかめ、差別と抑圧の壁を破らずして民主主義の確立や進歩はないといえます（『部落解放』229:86）。

部落の婦人が先頭に立って闘うことによって、日本での社会進歩と女性解放への先進的役割を果たしうるものです（『部落解放』245:85）。

部落婦人が先頭に立って闘うことは、日本の平和と民主主義、部落差別・女性差別をはじめあらゆる差別の撤廃にむけた先進的役割りを担っている、という自覚と責任を高めねばなりません（『部落解放』277:94）。

部落女性による運動は、部落解放や女性解放さらには日本社会の民主主義の実現において重要である、と部落解放同盟は意義づけていた。そればかりか、部落解放同盟内部の問題克服にとっても部落女性の活動が重要だと位置づけていた。1980年の第35回全国大会運動方針では、部落女性が闘いに立ち上がり部落解放の思想を身につけるならば、「部落の支配関係を変えることが可能」だと言及している。部落女性活動家の育成にとっての障壁は、一つは、部落解放同盟内部に根強くみられる女性軽視であり、もう一つは、女性蔑視の歴史がもたらした女性自身の男性への依存心や消極的・受動的態度である、とする。それらを克服し解放の思想を身につけた部落女性を育成することは、1980年代の部落解放運動を左右するほど重要だと述べている（部落解放研究所1980:591）。しかし、1985年の第30回全婦人においても、次のような批判の声が部落女性からあがっている。

わたしたちの県連では婦人の組織建設と強化を阻んでいる最大の要素は男性の女性に対する差別意識だといっても言いすぎではないような気がします。婦人部建設や婦人の組織強化は決して男性に敵対することではないのに、婦人の団結と部落解放への芽をつみとったり、婦人の活動を支援できていこうとする意欲に欠ける男性が支部幹部の中に多いのには閉口させられました。男性とのおりあいがうまくいかなくなると、婦人の間は分断され、婦人同士手をつなぎにくくされる実態が相次ぎました。婦人たちのたちあがりのない運動や、婦人のたちあがりの芽をつみ、活動を押しこもうとする運動なんて、真の部落解放運動とはいえないはずです。男性も自らの差別意識の克服と解放にむけて、大いに努力すべきことを機会あるごとに訴えていくつもりです³。

「部落の支配関係」を変える可能性は部落女性の思想と闘いにあると言及し

た1980年の第35回全国大会運動方針には、女性の権利が下記のとおり前面に押し出されている。

「婦人は家庭へ」などという美辞をならべながら、古い家族制度の残りかすの復活めざして、婦人を家庭にしばりつけておこうとする、攻撃が、保守の側から強められている。しかも、それは、福祉切り捨て政策と一体となってすすめられている。われわれは、不平等な雇用をはじめとする、婦人への差別を撤廃させ、母性の社会的権利の保障などを要求してたたかう。(中略) 婦人の労働権の確立と、雇用差別をなくすために、「男女雇用平等法」の制定や、「労働基準法」の改正を求め、労働婦人とともにたたかう。妻への財産権、遺産相続権の拡大、生活保護法での給付の男女差解消、年金制度での差別解消などを求め、女性の社会的権利と、婦人の健康と生活を守るために、共闘の輪をひろげてたたかう(部落解放研究所1980:591-2)。

しかし、「部落の支配関係」や女性の権利に関する記述は、1980年の第35回全国大会の翌年以降の運動方針からは消えている。かわって、女性活動家の育成、学習活動、婦人部組織の確立、共闘など、組織に関する記述が方針の中心となっている。

1980年代の部落解放同盟の運動方針においては、部落女性にかかわる組織論が打ち出されるなか、1984年の第40回全国大会運動方針において、被差別部落の生活実態や差別の現実を科学的に明らかにする必要性がくりかえされていることが目をひく。母子世帯の生活実態調査や組織化など母子家庭に関する記述も登場する⁴。事実、1980年代の全婦では、全国各地で実施された部落女性の実態に関する調査結果が共有されている。部落解放同盟が開催する部落解放研究全国集会では、1985年の第19回全国集会において部落女性にかかわる

分科会が初めて設定されており、部落女性の実態に関する調査報告をもとにした議論が同分科会で行われている。

2 調査が明らかにする部落女性の実態

実態調査は、①労働、②健康、③教育、④母子世帯、⑤高齢者、の状況について調べたことが主に報告されている。①労働実態に関する調査が明らかにしたのは、部落女性の就労率の高さと厳しい労働実態である。部落差別の結果、夫の仕事が不安定であるため、働いて生活を支えなければならなかった部落女性の就労率は、一般女性労働者の就労率よりもすべての年代において非常に高いことが明らかにされている⁵。しかしその内容は、パートや内職などの不安定就労、低賃金、高い失業率、個人経営や中小零細企業での就労、短い勤続年数、短時間労働と長時間労働の二極化、各種保険・年金制度や休暇制度の保障なし、労働組合の未組織化、被差別部落や女性に対する職業斡旋行政の立ちおくれからくる知人の紹介による就職、劣悪な労働環境・作業内容⁶、専門的技術的職業従事者や事務従事者が女性労働者全体より少なく、技能工・生産工程作業者、サービス職業従事者、単純作業者は部落女性のほうが多い⁷、といった実態である。これら労働実態が調査によって明らかにされるにつれ、女性労働者全体よりさらに厳しい部落女性の労働実態や一般女性労働者との格差に関心が向けられるようになる。

部落女性の労働実態は彼女たちの健康に影響を及ぼしていることが、②健康実態調査で明示される。働けない理由に疾病や障害をあげる者や過酷な労働や劣悪な作業環境によって健康を害している者が多いうえに⁸、労働とケア役割の両立による負担が大きいのしかかっていた⁹。短い平均寿命、睡眠不足、疲労、高い有病率、健康診断の未受診といった実態調査の結果が各地から報告されている¹⁰。栄養知識の欠如や、仕事とケア役割の両立による多忙な生活から、不適切な食生活や食習慣を送っており、それらが有病率を高めていることも指

摘されている¹¹。

労働実態が母体の健康を損なわせている関連性も明らかにしている。妊娠中に就労している一般の妊婦の割合が3割前後であるのに比べ、部落女性の妊婦の就労率は4割から6割であったこと、母性保護のための制度も不十分な職場環境に従事している者が多いため、妊娠中毒症や切迫流産などの合併症が部落外地区よりも高率で発生していること、黄疸や仮死状態などの新生児異常が4人に1人の割合で発生し、未熟児や先天性疾患患児の出生率も頻度が高くなっていることが報告されている（阪南中央病院健康管理部1986:34）¹²。経済的理由によりくりかえされる人工妊娠中絶や、妊娠中の重労働による流産や異常出産といった実態が全婦で訴えられている¹³。

③教育の実態調査はわずかであるが、部落女性にみられる未就学や低学歴の傾向と非識字の実態を明らかにしている¹⁴。そのほか、④母子世帯や⑤高齢者など、対象別の実態調査も行われている。

実態調査結果から、一般女性の就労、健康、教育の実態と、部落女性のそれら実態の比較によって、部落女性と部落外女性との格差を明らかにし、その格差こそが部落差別であるとする差別認識を深めていった。

実態調査の実施過程にも注視しておく必要がある。実態調査実施のための学習会を開催するとともに、行政要求闘争は、調査で明らかになる格差を是正するためのとりくみとして位置づけられるようになる。部落解放同盟大阪府連合会は、部落女性の労働実態調査の目的を次のように述べている。

①部落の婦人の就労・不就労の実態と背景を明らかにし、抜本的・総合的な労働対策を確立するためには資料をうること。②関係行政・運動体・研究者が単に調査結果の数値だけでなく、調査活動に何らかの形で参加することにより差別の実態から豊富に学ぶ機会を得ると共に、抜本的、総合的労働対策確立にむけての共通認識を形成すること。③府連婦人部にとっ

ては、このことを通じ組織強化拡大と婦人部員の自覚を高めること¹⁵。

部落女性も実施過程に参加しながら行われた実態調査は、調査結果の数値を導き出すことだけを目的にしたものではなかった。その背景を明らかにし、総合的な対策を要求し確立するための資料を得るものとして、実態調査が必要との認識にもとづいていた。対策を確立するためには実態を把握することが重視された。また、調査には当事者の参加を不可欠とした。調査過程への参加を学習、対話、共有、主体性構築の機会と位置づけていたことは、社会調査や社会政策のありかたを考えるうえで、現在においても示唆に富んでいる。実際、調査を実施した部落解放同盟大阪府連合会によると、「府労働行政をはじめ各市町村もまきこみ、各支部婦人部の協力でやりとげた婦人の労働実態調査は、全国でもはじめての試み」であり、「訪問調査によって十分話し合いができ婦人の実態について理解を深める機会」になったと報告されている¹⁶。

3 女性の権利の意識化

女性活動家の育成、学習活動、婦人部組織の確立、共闘など、組織に関する方針を中心とする部落解放同盟の運動方針と、全婦参加者の実践報告に少しずつ距離が生まれてくるようになる。部落差別のとらえ方を女性差別のとらえ方に援用して部落女性の実態を説明する男性助言者と、自らが被る差別の実態を報告する部落女性の発言が乖離していく様子が1980年代の全婦にみられる。

女性活動家の育成や婦人部組織の確立を提案する部落解放同盟中央本部の運動方針に対し、全婦で部落女性が問題視したのは、組織内の女性差別であった¹⁷。組織内部の女性蔑視、私的領域における性別分業、組織や地域における意思決定や育成機会の剥奪、それらが部落女性や婦人部の主体性を阻んでいるのであり、それこそが女性差別だと部落女性は主張する。「婦人部の主体性」¹⁸、「婦人の社会的地位の向上」¹⁹などと表現しながら、「婦人が自覚をもてば方針を

立ててやるというのではなく、自覚をもたせるための具体的な育成方針を、都府県連・中央本部はもたないかぎり、婦人の大きな活動家が生まれないのは当然のこと」²⁰と、中央本部の運動方針を批判している。

中央本部の運動方針と部落女性の議論が乖離していく要因の一つとして、部落女性が女性の権利を意識化していくようになったことがあげられる。女性の権利の視点から、部落女性が自らの実態を読み解く契機となったのは、国際女性年および国連女性の10年と女性差別撤廃条約である。1980年の第25回全婦から1988年の第33回全婦まで毎年、女性差別撤廃条約に関する決議が採択されている。同和対策事業という生活環境改善のツールに、国際女性年や女性差別撤廃条約という女性の権利向上に関する政策のツールを組み合わせ、運動が展開されていくようになる。「世界の婦人達の闘いでかちとられたこの条約を（中略）闘いの武器として活用できる」²¹、「この条約を私たちの大きな指針として十分に活用していく」²²、「運動にとって有利な武器となる条約」²³、「条約を闘いの武器に、部落婦人の要求闘争をさらに強化」²⁴、「女性差別撤廃条約を武器として（中略）婦人対策、福祉対策にかかわる一般対策の強化」²⁵との表現が照応している。

女性差別撤廃条約は運動や闘いの「武器」としてだけでなく、部落女性が自分たちの要求や実践を女性の権利として意識化し理論化する指針としての機能も果たした。運動の裏づけとなる思想や理念を獲得したのは女性差別撤廃条約との出会いに帰するところが多い。「部落婦人が長年にわたり闘ってきたさまざまな要求が、条約には具体的に示されています」²⁶、「条約は部落婦人にとって遠いものではなく、部落差別・女性差別に苦しむ、部落婦人にとってきわめて重要な条文です」²⁷、「女性差別撤廃条約といったものと、私たち部落の婦人の置かれている立場が、どこらへんで重なるのかを、自分たちのおいたちや体験を通して学習しています」²⁸、「部落婦人の要求は、女性差別撤廃条約と一致しています」²⁹などの表現がそのことを示している。大阪で部落解放

運動を主導してきた山中米子や塩谷幸子は次のように述べている。

条約の批准促進、具体化を迫る運動は私たち部落婦人に大きな影響をあたえ、私たちの運動に勇気と確信を与えてくれました（山中 1988 : 21）。

運動のなかで私たちが必然的にやってきたこと、保育園を網の目のごとくつくっていかなければいけないとか、非識字者をなくさないといけないということが全部、結果的には、「女性差別撤廃条約」を学習していくなかで、全部盛り込まれていることがわかりました。私たちの運動が決して間違いではなかったんだということが立証できたのかなと思います（塩谷 2007 : 78 - 9）。

1981年の第26回全婦では次のように基調提案されている。

「国連婦人の10年後半期行動計画」（中略）では、後半期（1980～85年）の重点目標として「最も不利な層の婦人、特に社会的、経済的、歴史的條件が原因で不利を被っている状況改善を優先的に行なえ」としています。そして具体的には、底辺の婦人、差別されてきた婦人の実態調査を行ない、それに基づいて「雇用、健康、教育」に重点をおいた総合的な实际的措置を実施し、必要な時には、法律もつくれと勧告しています。このような後半期プログラムも、世界の闘う女性、とりわけ社会主義国、民族解放闘争の女性たちの闘いがあったからこそ実現したのです。この有利な条件を生かして、今後国内においても、部落婦人の実態を政府につきつけ、部落婦人のための総合的な施策を要求していくことが重要です³⁰。

日本は、1975年の国際女性年世界会議で採択された世界行動計画にもとづ

き、1977年に国内行動計画を策定した。この行動計画を受け、地域段階において、たとえば奈良県では「奈良県婦人問題懇談会」が設置され、部落解放同盟からも代表が参加し、部落女性の人権保障に配慮した施策推進を要求している³¹。

世界の女性たちの闘いによって設定されてきた女性の人権に関する国際基準との出会いは、部落女性に、これまでの運動を生み出した自らの思想や理念が「間違いではなかった」と確認させた。またこのことが部落女性に、「大きな影響」と「勇気と確信」を与えた。部落女性が女性の権利を意識化していくにあたって重要なできごととなったのである。男性が策定する部落解放同盟の運動方針でなく、国際人権基準をもとに自己の体験と実践を自分たちで理論化していく過程は、部落女性にとって、エンパワメントや主体性構築の過程であり、世界の女性たちとの連帯を感じる機会であったと考えられる。女性差別撤廃条約が、「女性差別撤廃のためあらゆる分野にわたり差別をなくす具体的措置や差別に対する罰則をふくむ立法措置を提起していること、そしてそれ等の特別措置は差別ではないこと等が明記されて」³²いる点に部落女性は注目している。国際人権基準が差別を禁止する立法を求めていることや、実質的平等を実現するための積極的差別是正措置は差別でないとしていることは、新たな差別認識を部落女性に提示した。

いくつもの条件のからみあいのなかに位置づけられている実態として、部落女性にあらわれる、母性保護、労働、福祉などの問題点を、女性の権利の視点からとらえていくようになる。①優生保護法改悪、②労働基準法改悪、そして③女性の無償労働にケア責任を押しつける日本型福祉政策に対して批判的主張を展開している。

①優生保護法改悪について、「切迫流産、異状出産、死産が今なお高率であるという部落の実態をふまえ、母子保護の充実を求め」³³、優生保護法改悪に反対する決議を採択したのは、1983年の第28回全婦である。

②労働基準法改悪が女性解放運動のなかで問題にされるなか、現行制度からも部落女性が除外されている現状においては、労基法改悪が部落女性の労働権や生存権、母性や健康をさらに侵害すると批判する³⁴。1980年代の全婦資料には、『婦人労働白書』から女性労働の実態が一部抜粋のうえ記載されている。また、「真の男女雇用平等法制定を要求する特別アピール」が1984年の第29回全婦で採択されている³⁵。大阪からは、婦人部の運動方針の一つとして、「長時間労働、低賃金、健康破壊、母性破壊が著しい部落婦人の実態をふまえて、労基法における時間外労働、深夜業、生理休暇等女子に対する保護規定を解消することなく実効ある男女雇用平等法を制定するよう国に働きかけ」³⁶ていくことが全婦で報告されている。

「公的責任（主として国家責任）の緩和、自助や家族、親族の責任の強調、受益者負担の強化、権利としての社会保障・社会福祉の否定」³⁷などにみられる、③日本型福祉政策に対する批判的発言も全婦で行われている。女性が労働や経済の担い手である被差別部落にとって、社会福祉の切り捨てをはかりしれない影響を与える、と批判する岡山の発言者、家族つまり女性に育児や介護の責任を無償労働でおしつけ福祉や教育への支出をおさえる家族福祉政策を「部落婦人の労働実態を無視した態度」³⁸と批判する大阪からの参加者、「今日の社会保障制度が未発達のままあるのは、老人や病人がいれば女性が世話をし、面倒をみるのが当たり前との考えが支配的であり、女性差別を温存させてきた社会基盤があった」³⁹と、性別分業を指摘する長野の発言者、などである。1981年の第26回全婦の討議資料には次のように基調提案されている。

「不安定で低賃金な安あがり労働者」として女性をしぼりあげ、福祉・教育切りすてを強行するために「家事、育児、老人、障害者の世話を文句もいわずにただ働きでやってくれる」女性を期待しているということ。そのためには、政府・独占は、庶民のささやかな親子の愛や夫婦の愛を最大

限に利用しようとしています。(中略) 私たち女性はいつもそれでだまされてきた。妻という名、母という名、嫁という名でごまかされてきました。しかし朝から晩まで生活に追われ、金も暇もない私たちにとって、愛情だけは人一倍あったとしても、家族の中だけで、子どもは、老人は、障害者は幸せになれるでしょうか。私たちの子に対する愛、家族に対する愛は、就学前教育を要求することであり、老人対策、障害者対策を要求することにあるのです。部落の婦人は、きびしい差別の中で、そのことを誰よりもよく知っています⁴⁰。

「家事労働」「無償労働」「M字型雇用」といった表現が全婦で登場するようになる。部落女性の不安定就労や重労働などの労働実態、それと相互作用する健康実態を指摘し、部落女性が部落外女性よりいっそう厳しい実態に置かれていると言挙げする。そして女性としての権利保障や主体性構築、経済的自立の必要性が表明されるようになる。下記はその例である。

婦人共闘の運動を通じて、婦人自身の労働者としての自立、人間としての自立、すなわち経済的独立は、婦人解放を主体的に闘う時に欠くことのできない条件であることを確信するのです⁴¹。

これからの婦人は独立した個人としての、また社会人としての生涯の充実した責任ある生き方を主体性を持って選択することが必要であろう。(中略) 人格の独立のためには経済的独立が大きな力となるので労働や家庭に従事する婦人の経済的権利が保障されなければなりません⁴²。

「婦人が変われば、部落は変わる」ということは決して言葉だけではありません。それは、わが国における女性差別の歴史と現実に対するす

るどい告発であり、女性解放は実は男性の課題であり、「男性が変わることとも女性解放の大きな側面」であることを意味しているのです。また同時に、女性自らの起ちあがり、主体性の確立を提起していることでもありません⁴³。

「家事労働」は、人間にとって衣、食、住、介護に関わる基本的行為として男女を問わず行うべきであり、家事専門業者を作っている今日の社会体制が婦人の社会参加を困難にし、労働権を奪う事によって依存的な生き方を強制していると云えよう。(中略) 女性が一人の人間として、自らの力で生きて行く為には、基本的人権としての労働権の確立が、何にも増して重要な事であり、社会の発展は働く者が豊かに暮せる生活保障と、男女差別、部落差別を中心とする全ての差別の撤廃に依って実現する⁴⁴。

塩谷は、労働権などの権利意識は女性運動のなかで育てたと語っている(塩谷 2007: 86)。1970年代の全婦の議論からは、性別分業体制を維持できない実態を部落差別として、母性保護や母役割遂行を奪われている実態を女性差別としてとらえ、それらを権利として保障すべく、仕事保障、妊産婦対策、保育、教育等にかかわる施策や事業を行政に要求していったことが読み解ける。1980年代になると、実態調査結果から、一般女性と部落女性の実態的格差の現実を部落差別として、労働権や生存権、母性保護が奪われている実態を女性差別としてとらえ、国際人権基準を理論的指針としながら女性としての権利の意識化が図られるようになる。部落差別としてとらえていた労働実態についても女性の地位や男女格差の視点からとらえていくようになるのである⁴⁵。部落差別のとらえ方を女性差別のとらえ方に援用して部落女性の実態を解釈していた1970年代までの全婦と異なり、部落女性の実態を女性の権利の視点から議論することが加えられるようになるのが1980年代の全婦の特徴である。

4 女性差別撤廃条約との出会いがもたらした行政要求闘争の変容

1965年の「同和対策審議会答申」（以下、同対審答申）や1969年の「同和対策事業特別措置法」を「武器」⁴⁶に、部落女性は、仕事保障、妊娠婦対策の増額、保育・教育の組織化を通じた教育条件や内容の創造、部落差別や女性差別のなかで奪われてきた文字を識字のなかでとりかえす闘い⁴⁷を展開してきた。部落解放運動は、「部落民が、市民的権利のなかでもとくに就職の機会均等の権利が行政的に不完全にしか保障されていない。すなわち、部落民は、差別によって主要な生産関係から除外されていることであり、これが差別のただ一つの本質である」と規定し、仕事保障要求闘争を展開していく。その理論的かつ政策的根拠が同対審答申であった。同対審答申は、同和問題解決の中心的課題が、被差別部落住民（以下、部落住民）の就職と教育の機会均等の保障にあるとし、就職の機会均等を完全に保障していく重要性について述べている。部落解放同盟はこれを理論的・政策的根拠とし、行政要求闘争の中心を生活の基本である仕事保障の闘いとして位置づけ、就職の機会均等の保障を求める運動を展開した。部落女性も仕事保障要求闘争を積極的に展開し、1970年代の全婦では、厳しい労働実態と仕事保障要求闘争の実践が多く報告されている。

1980年代の全婦での報告にみられる変化は、母性保障や女性の労働権に焦点が当てられていることである。行政要求闘争と同和対策事業は生活環境改善に大きな役割を果たしたが、女性差別撤廃条約の理念とそれを根拠にした女性解放運動との共闘は、運動における新たな思想と戦略を部落女性に提示した。とりわけ、母性を社会的・公的に保障するよう要求する際の思想的・理論的裏づけになった。女性差別撤廃条約が母性に対する保障を重要視し、母性の社会的保障を具体的に明記していることに注目すると、「出産を社会的に保障」させるとともに、母子保健、母子福祉、家族計画相談などの保健事業の充実⁴⁸を憲法25条に照らし合わせて行政に求めていくようになる。1983年の第28回全婦で採択された「優生保護法改悪に反対する特別アピール」は次のように

述べている。

いつでも、どこでも、だれでも安心して子を産み育てることの出来る条件を国家が積極的に保障すること、(中略)母子保健行政を大幅に充実し母と子にしわ寄せがいかない社会保障とサービス提供こそ求められている。(中略)子どもを産んで仕事を休めば生活できない。それどころか産む金、育てる金もない。そのことが、やむなく部落の婦人に中絶を強要し、早産、死産をひんぱつさせ、部落婦人の寿命を短くさせている⁴⁹。

産前産後の保障や育児休暇もないような厳しい労働条件下や劣悪な生活実態のもと、休めば生活できなくなるため無理を重ねて仕事をする女性が多かった。その結果としてもたらされる流産や死産に関する報告、出産費用や育児費用が不十分であるために選択した人工妊娠中絶に関する報告、避妊や受胎調節の方法も知らず人工妊娠中絶の費用もなく母子の生命や健康を犠牲にしなければならなかったという報告などがみられる。また、健康保険や出産費用もない労働環境が部落女性の母体を傷つける原因となっているなど、これらすべてが差別と密接に関係している、と位置づけた。仕事保障を関連させた母性保障は、「女性差別と部落差別の二重の抑圧」⁵⁰を受けている部落女性にとって、「女性の労働権と母性保護というのは表裏一体」⁵¹の切実な課題とされた。1981年の第26回全婦で採択された決議には次のように記されている。

部落の婦人はいまなお厳しい労働実態と母性破壊の現状にあり、この女性差別撤廃条約の早期完全批准の闘いがその地位向上に大きく寄与することはいうまでもありません⁵²。

また1985年の第30回全婦では、「女性差別撤廃条約早期完全批准・真の男

女雇用平等法制定を要求する特別アピール」を採択し、次のように述べる。

部落婦人の労働実態に深く学ぶとともに、女性差別撤廃条約の理念にもとづいて、保護と平等を対立させることなく、国際的にも批判されている日本の労働条件を改善し、部落婦人の母性保障と労働条件をひきあげる方向性をはっきり指導されるよう要望します⁵³。

分娩費用の無料化、産前産後の有給休暇の保障とその期間の医療の無料化、女性の労働環境に関する最低基準以下の実態への勧告、同一労働同一賃金、労働時間短縮・労働密度の軽減、雇用・賃金・昇進・退職における差別の撤廃、男女の育児有給休暇の保障、などを母性保障の基本課題に掲げ、全国の女性の共通課題とすることを提案している⁵⁴。このように、女性差別撤廃条約との出会いが行政要求闘争を質的に変容させていった。

5 権利としての労働

国際女性年や女性差別撤廃条約との出会いによって、「女性解放・女性の働く権利」⁵⁵として労働問題を考える視座を部落女性は高めた。一方、「男女雇用機会均等法は、弱いものを考えていない法律です。部落の婦人とはかけはなれた上層の婦人のためのものです」⁵⁶との認識もあった。下記の発言にみられるように、男女雇用機会均等法の問題点を部落女性の視点から指摘する声をあげると同時に、男女雇用機会均等法を「武器」と表現したとりくみが進められていった。

男女雇用機会均等法ひとつとってみても、(中略)「男なみの働き」が、要求され、家事や育児によって、それができない女性については、労働条件が、さらに狭められるという結果を作りだしている。(中略)女性が、

働けないという歴史的、社会的要因を個人の能力の問題にすりかえ、「能力のある女性」「能力がない女性」とに選別し、分裂を煽っていることについても看過できない。底辺におかれている人々の実態を解決するというところで「法」が定められ、施行されないかぎり、平等は実現できないし、格差は広がる一方で、差別は拡大される⁵⁷。

『均等法』は部落婦人には関係ない」ということがよく言われますが、かつて郵便外務員の採用について女性にも門戸が開かれたことによって部落婦人が採用されていったという経過もあります。例えば、清掃作業員は現在男性中心の職場となっていますが、作業形態を工夫すれば女性でも十分働ける内容で、これを部落婦人にも門戸開放してほしいと要求しました⁵⁸。

現行制度から部落女性が排除されている、その排除している現行制度のありようを自らの実態や経験から問う。こうした動きは、女性共闘とのありようにも影響していく。下記は、女性共闘に関する全婦参加者の発言や婦人部の主張である。

部落のお母さんが、共闘にでにくいのは、ことばがむつかしい。専門語・英語が多い、わからんところ行っても何んにもならない、ようついでいかなからです⁵⁹。

わたしたち部落解放同盟に組織されている婦人は、目の前の差別事件の糾弾や三大闘争勝利のためのとりくみに追われ、日頃はあまり女性解放という視点にたつことができにくい状態にあります⁶⁰。

部落の低位な労働や生活実態から、ともすれば部落にとじこもりがちな

側面をもち、共闘の場においても、代表が意見をのべるといふことにとどまり、部落解放の意義を女性解放の意義に結べない弱さをもっています⁶¹。

同じ女性でも、部落の女性と労働組合の女性と、あまりにもおかれている状況に違いがあります。労働組合の女性たちの要求を私たちの要求としてとらえきれない運動の弱さが、私たち自身にもあったし、今もあると思います。部落の女性の仕事の実態（中略）からみても、労働基準法すら、縁がない就労実態だと言えると思います。（中略）育児休業法のとりくみの要請をうけたとき、正直言って部落の女性の労働実態からみて、とてもむづかしいと思いました。しかし、たとえば、労働基準法があることによって、少しでも労働条件がよくなることは確かなことなのです。法を作ることによって少しでも労働環境がよくなっていくことは、とても大事なことだと今は考えています⁶²。

共同闘争といっても、集会への参加や研修にとどまってしまって、おつき合い的な共闘ではないだろうかと思ったりもします。組織内だけの会であれば、いろいろと発言ができるのだけれども、共闘の場では、むづかしい言葉もでてきて、意見がなかなか言えないようなときがあります。部落の婦人の置かれている立場が、どこらへんで重なるのだろうか、考えたりしてみると、ほんとうに共同闘争をしているのだろうかという気がしてきます⁶³。

婦人の権利意識などが語られると、部落のお母ちゃんは、「こんなんしんどい」となります。けれど、そこをやりきっていかへんかったら、女は解放されへんと、しんどい思いをしながら、学習会に参加しています⁶⁴。

女性にしても部落民にしても、たがいが差別しあい、分断されてきたがゆえに共通課題を見いだすには時間はかかりますが、少なくとも痛みの分かちあえる関係をつくり出さねばなりません。そのために女性共闘では、部落問題のみならず、互いのおかれている立場を確認しあうための学習会にも力を注いできました。たとえば、各職場の問題や「均等法」、「労基法」改悪問題など、婦人部にとってなかなか実感しにくい課題であり、今までは関係ないと思っていましたが、学習をつみあげるなかで、ようやく女性労働者のおかれている厳しい実態がわかりかけてきました。婦人部からも、もっとも底辺で働く女性の立場でくりかえし問題提起を行い、組織された女性労働者が労働条件の改善を語る時、その問題も突き出さないかぎり闘いに勝てないことも確認してきたところです。(中略) 教育を奪われ、部落内でしか働くことができなかった部落の婦人にとって、そのような場への参加はたいへん決意のいるものでしたが、部落問題を積極的に訴えるため参加してきたわけです。ところが、やはり現実には厳しく、参加者の多くが教育を受けた専業主婦で、あまりの生きざまのちがいがから意見は大きくくいちがいました。加えて、たびたび部落や運動にたいする誤った意見や差別発言が相次ぐという状況でした。もちろん、差別発言については、その都度とりくんでいましたが、毎年、参加者が入れ替わることもあって、同じ過ちがくりかえされていきました。ほんとうに、部落への根深い偏見や差別を痛感させられました。婦人部として消耗しかけたこともたびたびありました(部落解放同盟奈良県連合会婦人部 1988: 39-41)。

部落解放同盟の代表として部落差別問題を女性共闘で訴え、部落差別の実態や部落解放の視点を女性団体に訴える段階から、部落女性にとっての女性共闘は新たな展開を迎える。女性解放や女性の権利を共通項にした共闘の重要性が認識されるようになるのである。先に紹介した部落女性たちによる発言や主張

は、差別が自信や自尊を奪っていくことを示している。しかし「おつき合い的な共闘」でもなく、互いの実態のみを主張するのでもなく、それぞれの実態や互いの経験から学び、対話や葛藤を重ね、相互変容しながら新しい視点を取り入れることで、法制度や社会構造を変えていく、そのことがもっとも底辺に置かれたものを包摂していくことになる、そのプロセスや「場」が部落女性にとっての女性共闘だったと考える。差別が奪っていた他者との関係性や自信を回復し、「関係ない」と思っていた「女性解放」や「女性の権利」を自身のものにしていくプロセスと「場」が、女性共闘のなかにあったのであろう。「女としての解放」のプロセスを「おつき合い的な共闘」のなかにではなく、「しんどい」ことをのりこえようとする葛藤のなかにみるのである。

6 権利としての社会福祉

「長年に渡り、女性を従属的に位置づけた、社会保障の中に見られる、男女間の格差を無くし、女性も一人の独立した人間としてそれにふさわしい生活権の保障を必要とします」⁶⁵との部落女性の発言は、社会福祉を権利としてとらえていることがわかる。

同対審答申において、被差別部落における「社会福祉の問題は、単なる一般的な意味での社会福祉ではなく、差別と貧困がかたく結びついた同和問題としての社会福祉の問題としてとらえるべき」であるとされた。その対策の究極の目標は、「憲法（第14条、第25条）の条文を現実の社会関係に具現し、対象地区住民の基本的な人権を完全に保障することによって同和問題の根本的解決を実現すること」にあるとする。そのうえで、当面の目標を、「現行社会保障制度を改善、拡充、整備して国際的水準の社会保障制度を確立すること」と掲げる。またその方向として、「同和問題の特殊性にかんがみ、対象地区住民の個人および集団の諸問題を社会福祉の対象とし、一般的な社会福祉との関連の下に同和問題としての社会福祉を位置づけ、実効ある諸施策を積極的に実施する

こと」、「対象地区住民の近代精神を育成、助長して人権意識と国民的自覚を喚起し、自立向上の意欲を高揚すること」と述べている。

同対審答申は、被差別部落における社会福祉の問題を、「同和問題としての社会福祉」として理論的に位置づけ、部落住民の人権意識や自立向上を高める必要性を提示した。そればかりか、被差別部落に対する特別措置にとどまらずに、国民全体に対する既存の社会保障制度の引き上げをも目標として掲げていた。政府の責任のもと、被差別部落の生活実態を把握し、それらと一般地区との実態上の格差や部落差別との因果関係を認識する必要がある。その格差を是正するための法制度や施策を整備していくとともに、格差を生み出している歴史的・文化的・経済的・政治的・社会的要因を明らかにしていくことで、「憲法（第14条、第25条）の条文を現実の社会関係に具現し、対象地区住民の基本的人権を完全に保障することによって同和問題の根本的解決を実現すること」という同対審答申の目標の実現を図るとともに、既存の社会保障制度を改善し人権基準を引き上げる道標となる。それが「同和問題としての社会福祉」の意義であった。その意義を部落解放同盟がいかに認識していたかは、北山誠一の次の発言に示されている。

健康や教育、仕事等、差別の実態が複雑に絡み合っており、まさに、蓄積された部落差別の実態が存在している。だからこそ、部落の生活保護ひとつ取り上げてみても、「同対審」答申が指摘している「社会福祉計画」に基づく総合的、計画的な施策の実態が必要なのである。（中略）部落の生活実態には、一般地区と比して依然として大きな格差が存在する。これは、現行の社会保障・福祉制度の枠組みの中では決して解決される問題ではなく、むしろ、その枠組（制度上の矛盾と欠陥）の中で実態上の格差（差別的実態）が生み出されてきたとも言える。ここに「同対審」答申の言う「同和問題としての福祉」の重要な意義があり、その実現

は、部落の福祉（健康で文化的な生活）と人権を保障することのみならず、我が国の社会保障・社会福祉の民主的改革につながるものである（北山1985:127）。

「同和問題としての社会福祉」の理念を具体化していくために、既存の制度のなかでは排除され周縁化され無視されてきた部落住民の生活実態を調査することから始め、そこから見えてきた課題やニーズを解決していくべく、要求者組合という組織化を図り、要求を一つずつ実現させていった。それが被差別部落のみならず、日本社会全体の社会保障・社会福祉の改革・充実・発展へとつながっていったことに、「同和問題としての社会福祉」の理念とその理念に基づいたとりくみの意義があった。全婦においてもその意義について下記のように述べられている。

生活が苦しい状態の中では当然、生活保護の要求も出てくるし、また老後の保障の要求も出てくるのである。しかも、これは部落の婦人の要求であると同時に他の同じ生活基盤の上にいる人達とも共通する要求であった。こうした闘いによって部落解放運動が、部落住民の要求だけにとどまらず、他の人達の要求まで闘う組織であることが理解されはじめたのである⁶⁶。

部落解放運動がかちとってきた施策をふくめ、地区外の困っている一人ひとりに手をさしのべることも、共闘につながっていくとうけとめています⁶⁷。

1980年代になり、全国各地で部落住民の生活実態調査が行われると、その結果をもとに仕事保障と社会保障の関連性を部落女性はより意識化するように

なった。たとえば次の発言である。

部落婦人の実態は、部落差別に女性差別が拍車をかけ、もっとも不安定で低位な仕事につかされ、最低の母性保障すらされておらず、朝早くから夜遅くまで働き、そのあい間をぬって家事・育児・そして老人、障害者の世話をしているのです。又、夫や子どもの健康には気をつけても自分の健康管理には気をつけることができえていないという婦人の実態がうきぼりにされています。部落差別による健康破壊・医療保障の欠除は、必然的に、貧困や病気をもたらし、さらに、老人・婦人・障害者の生活実態に対して、行政は、一般の社会保障制度や福祉施策のワクのなかでのとりくみで、ごまかしつづけています。私たちは、これらの社会保障制度や福祉施策の水準の劣悪さや、給付条件、適用範囲の限定により、多くの部落大衆が、制度のワクからしめ出されている現実を明らかにし、同和対策としての制度化を勝ちとらなくてはなりません⁶⁸。

「同和対策としての社会保障は我々部落民が、運動に依って勝ち取ったものであり恩恵的なものでなく半世紀に渡る闘いの歴史の中で血と汗と涙の結晶である。この制度を有利に生かし内容を更に充実させ得るか否かは我々の主体にかかっている」⁶⁹との認識に、「婦人共闘、福祉共闘を強化し、女性差別撤廃条約を武器として（中略）婦人対策、福祉対策にかかわる一般対策の強化」⁷⁰の必要性に対する認識が重層していくようになる。つまり、同和対策事業と女性差別撤廃条約が交差していくのである。

その結果、ガン対策、栄養対策、妊産婦給付金支給、妊産婦健康診断、健康度測定、巡回保健相談指導、妊産婦・乳幼児の栄養強化事業、未熟児出産に対する保障、専従保健師の配置、専従ホームヘルパーや産後ホームヘルパーの配置、指定病院、婦人生活相談員、婦人病の早期発見と治療保障などを獲得して

いった。

差別は、個別ばらばらに存在しているのではなく、複合的・重層的な現象として日常生活のなかのさまざまな局面において、具体的な形として現れてくるものである。したがって総合的・横断的・計画的な施策の実現が必要になる。こうした問題意識に立ち、「部落解放総合福祉計画」が打ち出された。1985年に部落解放同盟大阪府連合会は、「部落解放総合福祉計画」の柱として、「全庁的・総合的施策の実施（制度整備とそれを推進するためのシステムづくり）」が必要であるとして、以下の5点で、その内容を提起している（部落解放同盟大阪府連合会1985：131-2）。

第一は、年金制度の抜本的改善を含む所得保障、第二は、雇用創出をはじめとした生活保護、高齢者、障害者、母子家庭等の実態に合わせた抜本的な仕事保障、第三に、ホームヘルパーの拡充とそれを核にした介護保障や地区内施設を有効に活用した福祉サービスの充実、第四に、いつでも、安心して、良い治療が受けられる医療の提供や健康診断、訪問指導、健康相談、健康教育やリハビリテーションなど、きめのこまかい健康保障、そして最後に、高齢者や障害者向け住宅の供給と実態（必要）に応じた住宅改造や入れ替え、高齢者や障害者にとって住みやすいまちづくり、である。こうした計画を実現するために、①地区住民の自主活動の拠点、②高齢者や障害者等を支える地域づくりの拠点、③地区住民の実態とニーズに応える行政サービスの拠点、としての機能を果たす地区内福祉関係施設の運営と事業のあり方を整備していかねばならない、としている。

「われわれの運動は、一般施策の活用ができきれていません。不十分なものや、福祉攻撃になりかねない施策もありますが、そのまま活用すると、地域の実情にあわないものもでてきます。それを、運動の力で受益者本位のものとし、地域社会にふさわしい事業として、実施させていかねばなりません」⁷¹ という全婦助言者の発言にあるように、「地域の実情」と「受益者本位」を基盤にし

た基準を作り、具体化しようとしていった。

部落住民に、権利としての社会保障・社会福祉の啓発を行いながら、部落女性の仕事保障へとつなげるとりくみも意識的に行われた。社会保障、仕事保障、対象者の権利に対する啓発、人のつながりづくり、公的責任の追及、育児・家事・介護の社会化、地域共同体づくりといったことを関連づけてとりくまれてきたことは、以下のホームヘルパーの仕事保障をめぐる実践報告に明らかである。

貧困や重労働による健康破壊、また部落差別による家庭崩壊が今なお現存する部落にとって、部落の事情、生活習慣に精通し、部落の実態を理解した出身婦人による地区専従ホームヘルパーは、要求がありながら「家の中をみられる」「恥ずかしい」ということで敬遠しがちな対象者のほりおこしを促進し、対象者の権利意識の低さを克服する指導をより有効におこなうことができます。そしてそれは部落婦人の仕事保障にもつながります。(中略)「家事、育児、老親の扶養は女性がするもの」という性的役割分担、女性差別は部落婦人の生活を二重に苦しめます。ホームヘルパーの闘いは、部落差別と女性差別をなくすための具体的要求の一貫となりました⁷²。

地域の先輩老人を、自分たちの手できちっと保障していくことと、私たち婦人の仕事保障とを結びつけた闘いをし、各地域にかならず1人か2人は、ホームヘルパーをかちとるということにしています⁷³。

部落の老人は、たのみたいこともじゅうぶんによ言わん、という実情があるので、気さくに頼みよい、その部落の中の婦人を派遣する闘いを、しています⁷⁴。

今までは、部落には、差別と闘う歴史の中で相互扶助ができていて、親族がいなければ近所の人が世話をするという共同体的つながりがありましたが、今では、世帯が分離せざるをえない、鉄筋住宅の中で介護する人がいなくてこまっている、ひとり住まいの老人や、ねたきり老人の世帯がふえていく傾向では、ホームヘルパーというのは、地域の中で生活していくうえで欠かすことのできないものです。これまでの日本では“相互扶助”という形で、安あがりの福祉政策が中心になっていましたが、部落婦人の母性を完全に保障するとともに、老人や障害者、母親や家族の者が病気になった時、あるいは産後1年間などの身の回りの世話や、家事・育児をしてくれるホームヘルパーの制度をすべての部落に配置・増員して、介護労働から、女性を解放していく闘いと同時に、婦人の仕事保障を勝ちとる闘いと結合させて、おしすすめることが重要です⁷⁵。

おとしよりの生活介護の要求と部落婦人の仕事保障の要求から、多くのホームヘルパーが生まれてきている。福祉切りすてが叫ばれている中で、地域に根をはった闘いが日々続いている⁷⁶。

一人のかたに心をひらいてもらえるまで6-7年はかかります。字を知らないということが、その大きな理由と知り、反省したこともあります。ヘルパーは、一人ひとりの老人のおかれている状況を踏まえたうえで、関わっていかなければ、役目を果せないとおもいます。出身のヘルパーであるかぎり、いま、部落の老人たちになにが必要であるのかを、知らなければならぬとおもいます。老人とともに生きていく地域づくりを、考えたい⁷⁷。

このように、部落解放総合福祉計画の確立、被差別部落の介護要求と女性の

仕事保障の要求、ホームヘルパーを核にした介護制度の確立が連携して図られた。一人暮らしの高齢者や寝たきり高齢者へのホームヘルパーの配置、産前産後の女性、病児を抱える女性とその子どもを対象としたホームヘルパーの配置を要求すると同時に、高齢者のケアを女性に担わせてきたことを問題にし、高齢者ケアを仕事保障としてきたのである。地域の高齢者、障害者、ひとり親世帯の置かれている状況を部落差別と重ね合わせながら把握し、地域の課題解決を通じた雇用創出にもなった。一般対策のホームヘルパーを同和対策として拡大し、地域の実態に合わせていくとくみであった。

7 「部落女性」の多様性への着目

貧困や生活の不安定、部落差別や結婚差別に起因した離婚や夫の蒸発を理由に、被差別部落外に比べて被差別部落の母子世帯の比率が高いことを、婦人部の課題として議論するようになる（本多 1984 : 138、部落解放同盟大阪府連合会 1985 : 130）。生活実態調査は部落女性内の多様性や階層性も明らかにした。

無職、不安定就労、低賃金といった厳しい母子世帯の生活実態を生活保護制度の厳格化がさらに困窮化させている状況から、「部落差別、女性差別という二重の差別をまのあたりにする母子家庭」⁷⁸を組織化し、医療費無償、ホームヘルパー制度、健康診断など健康保障の確立、児童扶養手当の増額と支給期間の延長など経済的援助の充実、子どもの病気時の保健師や看護師の派遣、親の病気時や仕事の際の子どもの生活保障、育児支援⁷⁹、「母子相談事業、母子にかかわる福祉施策の充実、ならびに申請手続きの簡素化及び経済的自立のための仕事保障」⁸⁰を要求していった。

「部落女性」の多様性として注目したいのは、非部落出身女性と部落出身女性の議論である。女性が部落出身で夫が非部落出身の場合には、夫からの部落差別発言等が結婚後にくりかえされていたと報告されている。部落女性が部落外男性と結婚した場合、部落外での生活や人間関係のなかで部落差別を受けた

り孤立したりして、離婚して部落に戻ってくるために母子世帯の比率が高くなっていったことが下記の発言からわかる。

私は部落外へとついで離婚しました。部落外へとつぐと、何かがあったときに、やっぱり部落やからや、といわれます。(中略) 部落の女の人は部落にとついだ方がいいと思います⁸¹。

部落外へ嫁いだ部落民は、まわりが部落外の人ばかりですから、きびしい面があります⁸²。

結婚して部落外に出ていった女の人が、1年、2年して部落に帰ってくるというケースが多い⁸³。

女性が人工妊娠中絶を迫られたり行ったりした⁸⁴、部落に産んだからと母親が子どもから責められた⁸⁵、部落差別をなくすためには、「部落のお母さんが、赤ちゃんを産まなければいい」⁸⁶、産んだ子どもの将来を不安視するといった「部落の婦人にしかわからない悲しみ」⁸⁷、「中絶をしたり、避妊をしたりすることは差別から目をそらすこと」⁸⁸、などの発言が結婚差別をめぐる議論のなかでみられる。女性に課せられるリプロダクティブヘルスの問題や家族規範の問題を含め、男性とは異なる結婚差別のありようの一端をあらわしている。加えて、女性であることによる結婚差別の深刻化や固有性を次の発言にみる。

「女の子に教育はいらない」「借金つけて嫁にやれない」といった意識がまだまだ存在する中で、部落の女子の進学率の低下は必至です。また、逆にそのことが結婚差別をひきおこしかねません⁸⁹。

結婚や就職の際の身元調査について部落差別身元調査規制条例の制定などかちとってきましたが、女の値うち＝「健康な」・『障害者』ではない」子どもを生む能力＝母性手帳として、結婚の際の身元調査に利用され、差別を助長し人権を大きくゆるがすことは必至であります⁹⁰。

「部落外から嫁いできたとか、部落から結婚して出ていったとか」⁹¹、結婚による女性の移動が部落女性の多様性を示している。全婦では、部落外の女性が解放運動に出会って立ち上がり、子どものために自己変革していく語りが増え、頻りに出てくる。

出身者ではない自分が、子育てを通して、自分もすでに“部落民”なのだと自覚していったことについて報告しました。(中略)「出身者はいつも話す立場、外からはいつてきた人はいつも聞く立場というのはおかしい。私たちが学習会の中で生いたちを語ってきたのは悲しきくらべではない。自分たちの今の子育てを見つめなおすために話してきたつもりだ。ここで子どもを育てていく立場ではないか」⁹²。

部落外との通婚がふえています、部落に嫁いできた人が、どれだけ部落問題を理解しているのかという問題があります。部落外からきたおかあさんは、たんに結婚できてよかったということではなく、子どもたちに部落問題をしっかりおしえてほしいとおもいます⁹³。

「部落外から部落へ嫁いできた人は、“自分は部落民ではないが、自分の子は部落民や”(中略)部落の子をもつ母親として、どんな姿勢をもてばいいのか悩んでいます」⁹⁴など、非部落出身女性が自分の立ち位置に苦悩している発言、部落差別との向き合い方や立場性を非部落出身女性に指摘する部落女性の発

言、結婚を機に部落外から移り住んできた女性たちが意識変革していった発言などが全婦では頻繁にみられる。1980年代後半にこうした発言が増加していく背景として被差別部落と被差別部落外との結婚の増加があると思われる。母子世帯や非部落出身女性など、「部落女性」内の階層や多様性に着目するようになっていくのも、1980年代の全婦にみられる特徴である。

おわりに

全婦は、制度や実践に関する情報交換や議論の場であっただけでなく、思想や理論を精緻化させていく場でもあった。1970年代に活性化した仕事保障要求闘争に、1980年代の各種実態調査によって差別を科学的に把握しようとする知見と、女性解放運動の思想が重層していくことにより、同和対策事業における社会保障の制度化が深みを増した。さらに、母性保障と労働条件の改善を関連させた要求、社会福祉政策の発展要求など、運動の理念や戦略に女性の権利の視点が追加されていくようになった。

依然として、父や夫の、アルコール、暴力、ギャンブル、借金、不貞行為、失踪、失業を部落差別ととらえる発言はくりかえされてはいる。しかし、「女として差別される怒りはあっても、それをどこへどうしてもっていったらいいのか」⁹⁵と発言した女性もいた。差別者としての自分、内面化した差別意識、加害性の自覚、「自分のもつ差別性への克服に向けたけんきよな自己批判が必要」⁹⁶などの発言もみられるようになる。

1980年代後半には、部落差別と女性差別の共通点、被差別部落や女性の排除の共通点として、「穢れ」についても議論されはじめている⁹⁷。さらに、「物取り主義」「一部幹部のフハイ、ダラク」⁹⁸への指摘、利己主義による共同体意識の希薄化への危惧や生活環境改善のなかで失った共同体再生の必要性が呈されるようになる。婦人部の主体性の議論とともに、「部落で弱い立場の子ども、「障害者」、老人を中心にした、やさしさとぬくもりのある村づくりをめざす必要がある。部

落に生まれてよかった、と思える村づくりを、婦人の力でとりくんでいこう」⁹⁹など、まちづくりに関する発言も出るようになる。これらが1990年代以降、どのような議論となっていくか、別稿でさらに検討を進めていく。

- 1 本稿では、資料・文献等からの引用ならびに固有名詞の表記の場合は「婦人」を使用し、それ以外は「女性」を使用する。
- 2 1950年代、1960年代、1970年代の全婦の議論については、(熊本 2004; 熊本 2015; 熊本 近刊)を参照。本稿では主に、部落解放同盟中央本部あるいは部落解放同盟中央婦人対策部が編集発行した討議資料ならびに報告書に基づいて分析を行っている。これら資料からの引用については、脚注に典拠した文献を示す。
- 3 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、87頁。
- 4 『部落問題・人権事典』は「単身世帯」の項で次のように説明している。「大阪の被差別部落で、72年(昭和47)に単親世帯の組織化が泉佐野市の壱井地区で始まり、73年にはく壱井地区母子家庭を守る会>が結成された。泉佐野市では、対市交渉の結果、全国で初めて、同和対策としての母子家庭への取り組みが始まった。その後、各地区で同様の組織が結成され、90年11月18日には、<部落解放母子父子家庭組合連絡協議会>(母子父子連)が結成され、気軽に相談できる体制や、交流会、茶話会など、自分の体験が言いやすい雰囲気を大切にしながら、行政交渉も含め幅広い活動を繰り広げている」(金 2001: 661)。
- 5 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、12, 87頁。
- 6 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、12, 87頁、『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、100頁、『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、120, 143-7頁、『部落解放第29回全国婦人集会討議資料』1984年、88頁、『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、163-4頁、『部落解放第31回全国婦人集会討議資料』1986年、12, 74, 153, 167頁、『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、15, 149-50頁、『部落解放第34回全国婦人集会討議資料』1989年、81, 97-105, 182頁。
- 7 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、145-6頁。
- 8 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、87頁、『部落解放第29回全国婦人集会討議資料』1984年、88頁、『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、163-4頁、『部落解放第31回全国婦人集会討議資料』1986年、153頁。
- 9 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、12頁、『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、143頁。

- 10 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、120頁、『部落解放第29回全国婦人集会討議資料』1984年、89頁、『部落解放第31回全国婦人集会討議資料』1986年、13, 74, 76頁、『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、16, 151頁、『部落解放第34回全国婦人集会討議資料』1989年、91-4頁。
- 11 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、121頁、『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、56頁。
- 12 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、12頁、『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、123頁。
- 13 『部落解放第26回全国婦人集会報告書』1982年、42頁、『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、124頁、『部落解放第34回全国婦人集会討議資料』1989年、92-6頁。
- 14 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、143頁、『部落解放第31回全国婦人集会討議資料』1986年、13, 72-3頁、『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、16頁、『部落解放第34回全国婦人集会討議資料』1989年、106-7頁。
- 15 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、142頁。
- 16 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、147頁。
- 17 『部落解放第26回全国婦人集会報告書』1982年、13頁。
- 18 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、47頁。
- 19 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、49頁。
- 20 『部落解放第26回全国婦人集会報告書』1982年、13頁。
- 21 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、175頁。
- 22 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、8-9頁。
- 23 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、9頁。
- 24 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、14頁。
- 25 『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、54頁。
- 26 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、14頁。
- 27 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、166頁。
- 28 『部落解放第30回全国婦人集会報告書』1986年、49頁。
- 29 『部落解放第31回全国婦人集会討議資料』1986年、15頁。
- 30 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、8-9頁。
- 31 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、44-5頁。
- 32 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、8-9頁。
- 33 『部落解放第28回全国婦人集会討議資料』1983年、190頁。
- 34 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、12, 174-5頁、『部落解放第29

- 回全国婦人集会報告書』1984年、11頁。
- 35 『部落解放第29回全国婦人集会報告書』1984年、11頁。
- 36 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、50頁。
- 37 『部落解放第33回全国婦人集会討議資料』1988年、193頁。
- 38 『部落解放第25回全国婦人集会報告書』1981年、90頁。
- 39 『部落解放第28回全国婦人集会討議資料』1983年、122-3頁。
- 40 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、7-8頁。
- 41 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、174頁。
- 42 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、179-81頁。
- 43 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、17頁。
- 44 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、57-8頁。
- 45 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、112頁。
- 46 『部落解放第12回全国婦人集会討議資料』1967年、21頁、『部落解放第14回全国婦人集会報告書』1969年、238頁、『部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年、40頁。
- 47 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、9頁。
- 48 『部落解放第28回全国婦人集会討議資料』1983年、11頁。
- 49 『部落解放第28回全国婦人集会報告書』1984年、11頁。
- 50 『部落解放第31回全国婦人集会討議資料』1986年、13頁。
- 51 『部落解放第29回全国婦人集会報告書』1984年、46頁。
- 52 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、192頁。
- 53 『部落解放第30回全国婦人集会報告書』1986年、10頁。
- 54 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、81-2頁。
- 55 『部落解放第29回全国婦人集会報告書』1984年、61頁。
- 56 『部落解放第31回全国婦人集会報告書』1986年、61頁。
- 57 『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、206頁。
- 58 『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、54頁。
- 59 『部落解放第25回全国婦人集会報告書』1981年、45頁。
- 60 『部落解放第29回全国婦人集会討議資料』1984年、68頁。
- 61 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、114頁。
- 62 『部落解放第34回全国婦人集会討議資料』1989年、182-3頁。
- 63 『部落解放第34回全国婦人集会討議資料』1989年、188頁。
- 64 『部落解放第34回全国婦人集会報告書』1989年、49頁。
- 65 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、57頁。
- 66 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、155-6頁。

- 67 『部落解放第34回全国婦人集会報告書』1989年、50頁。
- 68 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、101頁。
- 69 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、94頁。
- 70 『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、54頁。
- 71 『部落解放第32回全国婦人集会報告書』1987年、60頁。
- 72 『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年、131-2頁。
- 73 『部落解放第25回全国婦人集会報告書』1981年、58頁。
- 74 『部落解放第25回全国婦人集会報告書』1981年、61頁。
- 75 『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年、102頁。
- 76 『部落解放第29回全国婦人集会報告書』1984年、88頁。
- 77 『部落解放第33回全国婦人集会報告書』1988年、61頁。
- 78 『部落解放第28回全国婦人集会討議資料』1983年、114頁。
- 79 『部落解放第28回全国婦人集会討議資料』1983年、119-20頁、『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、141頁。
- 80 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、48頁。
- 81 『部落解放第27回全国婦人集会報告書』1983年、22頁。
- 82 『部落解放第28回全国婦人集会報告書』1984年、25頁。
- 83 『部落解放第33回全国婦人集会報告書』1988年、29頁。
- 84 『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、52頁。
- 85 『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年、36頁。
- 86 『部落解放第28回全国婦人集会報告書』1984年、36頁。
- 87 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、156頁。
- 88 『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年、156頁。
- 89 『部落解放第28回全国婦人集会討議資料』1983年、11頁。
- 90 『部落解放第31回全国婦人集会報告書』1986年、11頁。
- 91 『部落解放第33回全国婦人集会報告書』1988年、30頁。
- 92 『部落解放第33回全国婦人集会討議資料』1988年、239頁。
- 93 『部落解放第33回全国婦人集会報告書』1988年、26-7頁。
- 94 『部落解放第29回全国婦人集会報告書』1984年、73頁。
- 95 『部落解放第29回全国婦人集会報告書』1984年、43頁。
- 96 『部落解放第29回全国婦人集会報告書』1984年、77頁。
- 97 『部落解放第32回全国婦人集会報告書』1987年、50、65、80頁、『部落解放第33回全国婦人集会討議資料』1988年、17頁、『部落解放第33回全国婦人集会報告書』1988年、34頁。

⁹⁸ 『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年、15-6頁。

⁹⁹ 『部落解放第34回全国婦人集会報告書』1989年、79頁。

[文献]

部落解放同盟奈良県連合会婦人部，1988，「ホンネの連帯をつくりあげるために」『部落解放』275：36-42。

部落解放同盟大阪府連合会，1985，「部落解放総合福祉計画実現にむけて」『部落解放』224：130-3。

部落解放研究所，1980，『部落解放運動基礎資料集 第Ⅲ巻 全国大会運動方針 第30～35回』。

阪南中央病院健康管理部，1986，「部落の婦人と健康——大阪・更池地区の実状から」『部落解放』243：30-7。

本多義信，1984，「部落の生活の現状と社会保障」『部落解放』208：130-9。

金永子，2001，「単親世帯」部落解放・人権研究所『部落問題・人権事典』661。

北山誠一，1985，「部落の生活の現状と社会保障」『部落解放』224：124-7。

熊本理抄，2004，「『部落解放』婦人運動に関する考察」『人権問題研究資料』18：49-69。

———，2015，「被差別部落女性の主体性形成に果たした全国婦人集会の役割に関する一考察」『人権問題研究所紀要』29：21-56。

———，近刊，「差別と解放主体に関する被差別部落女性の認識——1970年代における部落解放全国婦人集会での議論から」『人文学論集』34。

塩谷幸子，2007，「部落問題と女性労働について（2006年度第1回コロキウム）」『女性学研究』77-96。

山中米子，1988，「女性差別撤廃条約と部落婦人」『部落解放』275：20-7。

「部落解放同盟第36回全国大会報告集」『部落解放』165号, 1981年.
「部落解放同盟第37回全国大会報告集」『部落解放』188号, 1982年.
「部落解放同盟第38回全国大会報告集」『部落解放』199号, 1983年.
「部落解放同盟第40回全国大会報告集」『部落解放』213号, 1984年.
「部落解放同盟第42回全国大会報告集」『部落解放』229号, 1985年.
「部落解放同盟第43回全国大会報告集」『部落解放』245号, 1986年.
「部落解放同盟第44回全国大会報告集」『部落解放』264号, 1987年.
「部落解放同盟第45回全国大会報告集」『部落解放』277号, 1988年.
「部落解放同盟第46回全国大会報告集」『部落解放』293号, 1989年.

部落解放同盟中央本部編『私たちの現実と要求—部落解放第12回全国婦人集会討議資料』1967年.

部落解放同盟中央本部編『婦人活動の理論と実践—部落解放第14回全国婦人集会報告書』1969年.

部落解放同盟中央本部編『婦人活動の伝統—全国水平社創立50周年記念部落解放第16回全国婦人集会報告書』1972年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第25回全国婦人集会討議資料』1980年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第25回全国婦人集会報告書』1981年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第26回全国婦人集会討議資料』1981年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第26回全国婦人集会報告書』1982年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第27回全国婦人集会討議資料』1982年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第27回全国婦人集会報告書』1983年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第28回全国婦人集会討議資料』1983年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第28回全国婦人集会報告書』1984年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第29回全国婦人集会討議資料』1984年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第29回全国婦人集会報告書』1984年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第30回全国婦人集会討議資料』1985年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第30回全国婦人集会報告書』1986年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第31回全国婦人集会討議資料』1986年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第31回全国婦人集会報告書』1986年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第32回全国婦人集会討議資料』1987年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第32回全国婦人集会報告書』1987年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第33回全国婦人集会討議資料』1988年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第33回全国婦人集会報告書』1988年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『部落解放第34回全国婦人集会討議資料』
1989年.

部落解放同盟中央婦人対策部編『解放をめざす婦人活動—部落解放第34回全
国婦人集会報告書』1989年.

本研究は、2013年度から2014年度の日本学術振興会科学研究費助成事業による「被差別部落女性をめぐる差別構造とエンパワーメントプロセスに関する研究」（研究代表者：熊本理抄、課題番号25570020）の研究成果の一部である。